

意欲ある農業者が利用できる制度資金の概要（令和7年度）

○農業経営改善関係資金

区 分	公庫資金（日本公庫・沖縄公庫）				農協等の民間金融機関		
	農業経営基盤強化資金 （スーパーL資金）	経営体育成強化資金	青年等就農資金	農業改良資金	農業近代化資金		農業経営改善促進資金 （スーパーS資金）
資金の性格	意欲ある農業者の経営改善のための長期資金		新たに農業経営を開始する青年等の経営改善のための長期資金	新作物分野・新技術等へのチャレンジのための資金	意欲ある農業者の経営改善のための長期資金		意欲ある農業者の経営改善のための短期資金
貸付対象者	認定農業者	主業農業者等	認定新規就農者	個別法に基づく農業改良資金融通法の特例適用者（※3）	認定農業者（※2）	主業農業者等	認定農業者
資金使途	農地取得資金 設備資金 長期運転資金	農地取得資金 設備資金 長期運転資金	設備資金 長期運転資金	設備資金 長期運転資金	設備資金 長期運転資金	設備資金 長期運転資金	短期運転資金
金利（※1）	1.65～2.50%（※2）	2.50%	無利子	無利子	1.65～2.35%（※2）	2.50%	2.15%
償還期限（うち据置期間）	25年以内（10年以内）	25年以内（3年以内）	17年以内（5年以内）	12年以内（5年以内）	15年以内（7年以内）	15年以内（7年以内）	1年以内
貸付限度額	個人 3億円（複数部門経営等は6億円） 法人 10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）	個人 1.5億円 法人・団体 5億円	個人・法人 3,700万円 （特認限度額1億円）	個人 5,000万円 法人・団体 1.5億円	個人 1,800万円 法人・団体 2億円	個人 1,800万円 法人・団体 2億円	個人 500万円 法人 2,000万円

○農業負債整理関係資金

区 分	公庫資金（日本公庫・沖縄公庫）	農協等の民間金融機関
	経営体育成強化資金	農業経営負担軽減支援資金
資金の性格	償還負担の軽減のための長期資金	償還負担の軽減のための長期資金
貸付対象者	主業農業者等	主業農業者
資金使途	営農負債（制度資金を含む）の借換資金	営農負債（制度資金を除く）の借換資金
金利（※1）	2.50%	2.50%
償還期限（うち据置期間）	25年以内（3年以内）	10年以内（3年以内）
貸付限度額	・制度資金以外：個人1,000～2,500万円、法人4,000万円 ・制度資金：既往借入金の5年間分（特認10年間分）の償還額の合計 （ただし、農業経営改善関係資金と合わせて個人1.5億円、法人5億円の範囲内）	営農負債額

○セーフティネット資金

公庫資金（日本公庫・沖縄公庫）
農林漁業セーフティネット資金
自然災害、社会的要因等による一時的影響に対応する資金
主業農業者等
長期運転資金
1.65～2.35%
15年以内（3年以内）
600万 〔簿記記帳農家：年間経営費の6/12又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額〕

○資本金ローン

公庫資金（日本公庫・沖縄公庫）
農林漁業経営資本強化資金
新たな事業展開等に対し、民間金融機関からの資金調達を円滑にするため、自己資本とみなして取り扱うことができる資本金
認定農業者等（※4）
設備資金、長期運転資金
「高」3.50～4.55%、「低」0.50%（※5）
5年1か月以上20年以内（期限一括償還）（※6）
1億円又はみなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額のいずれか低い額

※1 金利は、令和8年3月18日現在。

※2 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の対象となる貸付けについて、貸付当初5年間最大2%金利負担軽減。担い手経営発展支援金融対策事業の対象となる貸付けについて、貸付当初5年間最大2%金利負担軽減、農業近代化資金はさらに貸付6年目以降スーパーL資金と同水準まで最大2%金利負担軽減。

※3 「個別法」とは、①農林漁業バイオ燃料法、②米穀新用途利用促進法、③六次産業化・地産地消法、④みどりの食料システム法等をいう。

※4 貸付対象者は、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている者に限る。

※5 資本金ローンの金利は、直近の決算において税引後当期利益（個人にあっては農業所得）が0円以上の場合には「高」、0円未満の場合には「低」。

※6 認定農業者は、償還期限を5年1か月以上20年以内（期限一括償還）とできる。認定農業者でない場合は、償還期限18年（据置期間8年）（認定農業者も選択可）。